

## 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の倫理委員会（以下「本委員会」という。）について定めることを目的とする。

## 第2条（基本的責務）

本委員会は、本協会の「役員・職員倫理規程」第2条に規定される者及び「競技者等に関する倫理規程」第2条に規定される者、「加盟団体等倫理規程」第2条に規定される加盟団体等（以下、総称して「本協会関係者等」という。）が、規程類に違反し又は違反した疑いがある場合、綱紀粛正の観点から、必要に応じて事実関係等の調査を行い、違反行為の有無、処分の要否及び処分の内容に関する調査及び協議を行い、その結果については理事会に答申する。

## 第3条（委員）

1 本委員会の構成は、次のとおりとする。

（1）委員長 1名

（2）委員 若干名

2 委員長は、弁護士等の法律に精通した学識経験者の中から、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 委員は、本協会の理事、加盟団体規程第2条に規定する加盟団体の役員又は学識経験者の中から選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第4条（運営、処分の手続）

1 本委員会は、第2条第2項に規定する本協会関係者等の違反行為についての疑いが生じた場合、その事案の発生の都度、会長の指示に基づいて、委員長が委員を招集して開催する。ただし、会長の違反行為が問題となる場合は、理事会（会長を除く。）の決議に基づいて、副会長が委員を招集して本委員会を開催する。

2 本委員会の成立には委員全員の出席（テレビ会議システム等による出席を含む。以下同じ）を要し、委員長が議長を担当する。決議は、出席した委員の過半数をもって決する。

3 本委員会は、事実関係の調査、協議等を進めるに際して、違反行為の調査対象となった本協会関係者等（以下「当事者」という。）の意見を聴取しなければならない。このとき、当事者は、本委員会に対し、意見を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。

4 委員長が必要と認めた場合は、パワーリフティング競技に関係する者、当事者の親族、当事者と交友関係にある者、加盟団体等の構成員等（以下「関係者」という。）の聞き取り調査を行うとともに、本委員会に参考人として出席を求め、その意見を聴取することができる。

5 本委員会は、必要により、事案の種類・性質・内容等に応じて、複数の事案を同時に調査、協議することができる。

6 本委員会は、事実調査及び第3項乃至前項による意見聴取の結果を踏まえ、当事者の処

分の要否及び処分内容につき協議を行い、その協議結果につき決議しなければならない。

- 7 本委員会は、第1項ただし書の場合の協議結果について、第2条の規定にかかわらず、理事会に対してのみ答申するものとする。
- 8 理事会は、前項又は第2条の規定に基づく答申を受けたとき、当該結果に基づいて処分の要否及び処分内容について決議する。ただし、本協会の役員解任、会員の除名又は1年を超える資格停止の場合は、社員総会において決議するものとする。
- 9 会長は、前項の決議結果及び当該決議結果に至った理由について、会長名で当事者に通告する。ただし、会長が当事者の場合は、副会長が副会長名で通告する。

#### 第5条（不服申立て）

- 1 前条第9項による通告を受けた当事者は、当該通告内容に対して不服がある場合、当該通告に関する書面を受領した日から2週間以内に、書面により本協会に対して不服申立てをすることができる。
- 2 前項により不服申立てがあった場合、会長の指示によって開催される不服審査委員会において、その申立てを審査しなければならない。ただし、会長が当事者の場合は、副会長が不服審査委員会の開催を指示する。
- 3 前項の不服審査委員会の構成は次のとおりとする。
  - (1) 委員長
  - (2) 委員長が委嘱する若干名の委員
- 4 前項第1号に定める委員長は、弁護士等の法律に精通した学識経験者の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱し、前項第2号に定める委員については、少なくとも1名を本協会外部の学識経験者の中から選考し、理事会の承認を得なければならない。
- 5 不服審査委員会には、不服申立てを行った当事者のほか、当事者本人が指名した2名以内の者（親権者を含む。）が、参考人として出席して意見を述べることができる。
- 6 不服審査委員会は、前項に規定する者のほか、本委員会の委員長（委員長に不都合がある場合は、委員）、本協会の役員等から意見を聞き、公平、公正を期して検討を行った上で、決定を下さなければならない。
- 7 不服審査委員会は、前項の決定内容を当事者に通知するとともに、会長及び理事会に報告しなければならない。ただし、会長が当事者の場合は、理事会宛てに報告する。
- 8 不服申立てを行った当事者は、不服審査委員会の決定に従わなければならない。また、当該当事者を含め、何人も、同一事案について再度不服申立てをすることはできない。ただし、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構への不服申立てを妨げるものではない。
- 9 不服審査委員会の委員長及び委員の在任期間は、任命が理事会で承認された日から2年間とする。委員長又は委員が、在任期間中に支障が生じて辞任する場合、速やかに欠員を補充することとし、新たな委員長又は委員の在任期間は、残りの期間とする。

#### 第6条（機密保持義務）

- 1 本委員会の委員、本委員会に出席した当事者、関係者及び参考人並びに本協会の役員等は、立场上知り得た全ての情報を、定款第21条第3項に規定する業務執行理事によって構成される業務執行役員会（常務会）又は本委員会の承諾なしに、第三者に対して提供又は開示してはならない。ただし、処分に関する決定が確定した場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定に違反した場合、「役員・職員倫理規程」第6条の規定により、処分を受け

るものとする。

#### 第7条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、本委員会で協議し、協議結果に基づいて理事会にて解決を図るものとする。

#### 第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、平成28年2月26日に制定し、同日より施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月7日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、令和元年8月12日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、令和元年9月22日に改訂し、同日より施行する。
- 5 この規程は、令和2年5月30日に改訂し、同日より施行する。
- 6 この規程は、令和5年7月5日に改訂し、同日より施行する。
- 7 この規程は、令和6年3月21日に改訂し、同日より施行する。